池田町水道事業　令和７年度水質検査計画

１　水道事業の概要

池田町上水道は、昭和 24 年 10 月に創設の認可を受け、計画給水人口 1,000 人、計画一日最大給水量 600 ㎥／日の規模にて発足しました。その後、数次にわたる拡張を重ね令和６年度末の給水人口は 9,014 人、1 日平均給水量は 3,179 ㎥です。図-1 は、取水から配水までの流れを示したものです。

２　水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項

（１）水源は、深井戸より汲み上げた地下水および伏流水となっています。

（２）基準値を超過するような菌や物質は見受けられず、数値も安定し良好な状況にあります。

（３）浄水処理は、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒のみですので、その効果を確認するとともに消毒副生成物について監視します。

３　水質検査計画

（１）検査項目および頻度

水源の特徴および水質において留意すべき事項を踏まえ、水質検査計画を策定しました。毎日検査は配水系ごとに、月単位で行う検査は主となる配水池ごとに行います。

①毎日検査　１日１回、色、濁り、残留塩素の検査を行います。

②毎月検査（10 項目）　１カ月に１回、給水栓において検査を行います。

③省略不可項目検査（②以外の 12 項目）　３カ月に１回、給水栓において検査を行います。

④省略可能項目検査（29 項目）　３カ月に１回、給水栓において検査を行います。ただし、過去３年間の結果が基準値の 1/5 以下であった項目の場合は１年に１回、基準値の 1/10 以下の場合は３年に１回と省略出来ますが、省略せず年１回検査を行います。

⑤原水の検査　消毒副生成物を除いた 38 項目について１年に１回検査を行います。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、指標菌検査を年１回行います。

（2）検査地点（図-2 参照）

浄水は、配水系統ごと 6 カ所の給水栓で採水します。

原水は、7 カ所の水源地取水施設で採水します。

（3）臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

①水源の水質が著しく悪化したとき。

②水源に異常があったとき。

③その他必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

（4）水質検査の委託とその内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第 20 条登録機関に委託します。委託先は精度と信頼性、実績を考慮し、①飲料水検査の IS09001 取得検査機関、②水質基準全 51 項目を自社分析できる検査機関、③事故等の発生時に、遅くとも 1 時間以内に対応でき、検査結果を少なくとも 3 日で出せる検査体制が整備されている検査機関、④豪雨・地震等災害による検査機能の損害に備え、県内に同一組織に属する検査機関で補完体制を構築している検査機関を原則として選定します。

（5）その他

①浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性に関する評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

②水質管理目標設定項目等については、必要に応じて検査を行います。

③水源及びその周辺の状況を監視するとともに水環境保全と汚染防止に対する呼びかけに努めます。

④安全でおいしい水を提供するため、水質検査計画と検査結果を公表し、利用者の皆様からご意見をいただくと共に、過去の水質検査結果を考慮し、毎年度、検査計画の見直しを行い、より安心できる水道を目指します。

図－１　池田町上水道施設の概要

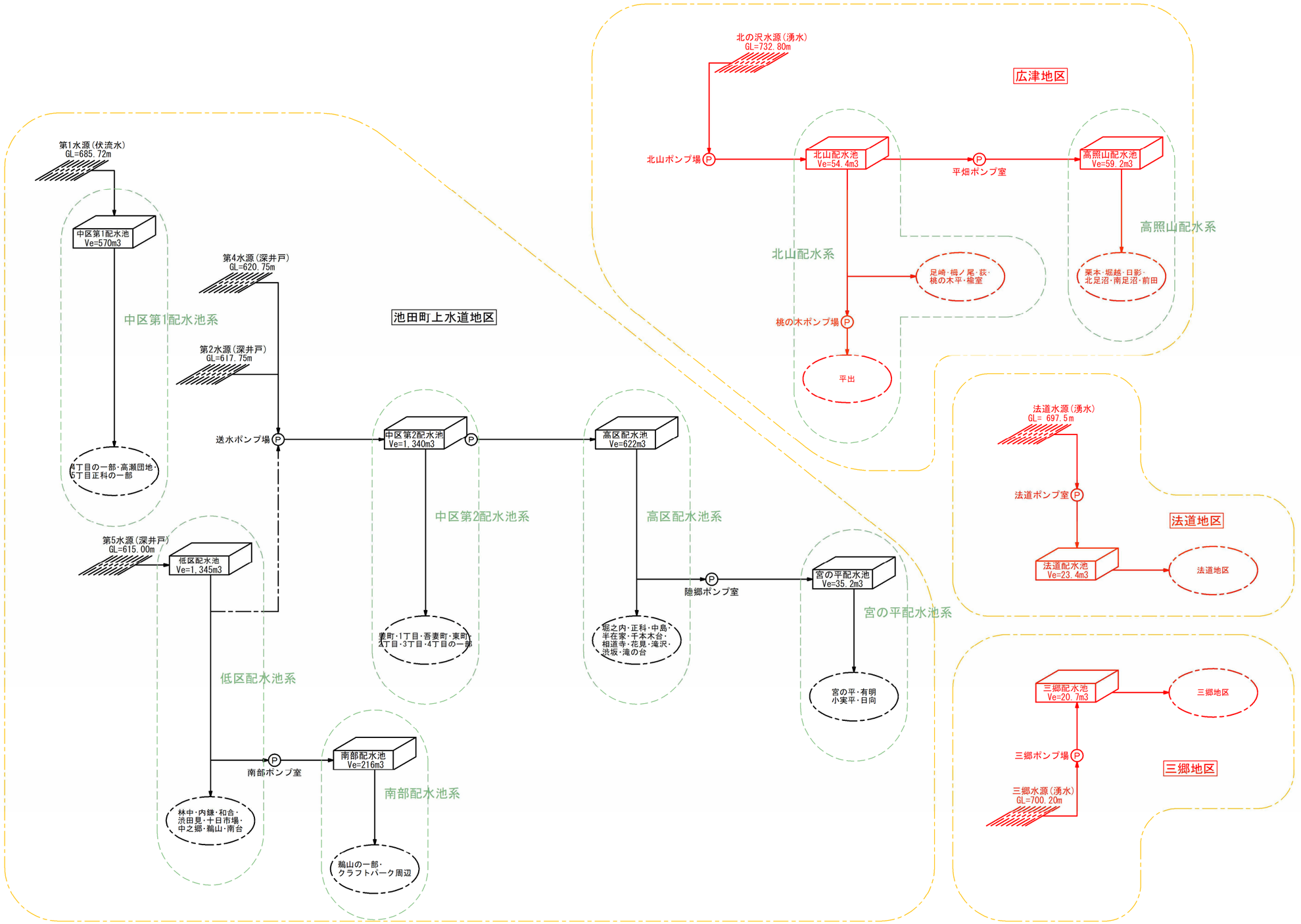

図-2　採水場所位置図

北山ポンプ場（原水）

広津毘沙門堂（浄水）

第1水源（原水）

堀の内集落センター（浄水）

法道水源（原水）

法道公民館跡地（浄水）

第4水源（原水）

第2水源（原水）
第2水源給水栓（浄水）

第5水源（原水）

三郷桜並木公園（浄水）

三郷ポンプ場（原水）

中之郷集落センター（浄水）

凡　例